

半期報告書

(第11期中)

自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日

西日本高速道路株式会社

大阪府大阪市北区堂島一丁目 6番20号

(E04374)

目次

【表紙】

第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	6
3 【対処すべき課題】	6
4 【事業等のリスク】	6
5 【経営上の重要な契約等】	6
6 【研究開発活動】	6
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	10
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	10
2 【道路資産】	11
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【中間連結財務諸表等】	17
2 【中間財務諸表等】	44
第6 【提出会社の参考情報】	56
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	57
第1 【保証会社情報】	57
第2 【保証会社以外の会社の情報】	57
第3 【指数等の情報】	60

〔中間監査報告書〕

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成27年12月24日
【中間会計期間】	第11期中（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）
【会社名】	西日本高速道路株式会社
【英訳名】	West Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石塚 由成
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 中野 浩平
【最寄りの連絡場所】	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
【電話番号】	06-6344-4000（代表）
【事務連絡者氏名】	財務部長 中野 浩平
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
営業収益 (百万円)	406,108	413,492	430,613	886,616	1,012,023
経常利益 (百万円)	11,188	5,738	15,037	6,173	7,972
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	5,082	2,485	7,710	3,480	3,021
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	5,110	8,506	8,413	3,506	5,005
純資産額 (百万円)	172,011	164,997	170,157	159,351	161,493
総資産額 (百万円)	887,745	933,863	943,597	929,551	951,713
1株当たり純資産額 (円)	1,809.07	1,736.27	1,788.83	1,675.73	1,699.19
1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	53.50	26.17	81.16	36.64	31.81
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.4	17.7	18.0	17.1	17.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△38,832	△87,294	△118,663	57,540	43,618
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△16,049	△16,918	△21,410	△27,081	△28,565
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,622	29,369	39,968	2,004	△15,456
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	74,220	69,386	43,725	143,946	143,830
従業員数 <外、平均臨時雇用者数> (人)	13,193 <2,875>	13,635 <2,591>	13,726 <3,000>	13,396 <2,904>	13,507 <3,050>

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
3. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を<>で外書しています。
4. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成25年9月13日 企業会計基準第21号）等を適用し、当中間連結会計期間より、「中間(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する中間(当期)純利益」としています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日
営業収益 (百万円)	389,156	397,459	413,571	851,520	979,541
経常利益 (百万円)	9,328	5,616	14,165	1,945	3,709
中間(当期) 純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	2,692	2,747	7,795	△533	497
資本金 (百万円)	47,500	47,500	47,500	47,500	47,500
発行済株式総数 (千株)	95,000	95,000	95,000	95,000	95,000
純資産額 (百万円)	146,435	142,691	148,218	143,209	140,433
総資産額 (百万円)	859,089	901,892	910,825	902,360	924,837
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	17.0	15.8	16.3	15.9	15.2
従業員数 (人)	2,360	2,392	2,392	2,352	2,376

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれていません。

2. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成27年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	12,567 〈1,539〉
受託事業	
S A・P A事業	778 〈1,428〉
その他	
全社（共通）	381 〈33〉
計	13,726 〈3,000〉

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は当中間連結会計期間の平均人員を〈 〉で外書きしています。

2. 高速道路事業及び受託事業、サービスエリア・パーキングエリア（以下「S A・P A」といいます。）事業及びその他については、それぞれ両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しています。

3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、人事等の部署に所属している従業員数を記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成27年9月30日現在

従業員数（人）	2,392
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しています。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国の経済は、輸出・生産面に新興国経済の減速の影響がみられるものの、景気は緩やかな回復を続けており、先行きについても、緩やかな回復を続けていくものとみられています。

このような事業環境のもと、当社グループが管理する高速道路の通行台数は前年同期比2.0%の増加となり、高速道路事業の料金収入は、375,283百万円（前年同期比4.0%増）となりました。

高速道路事業以外の事業については、S A・P A事業を中心に展開しました。

こうした中、当中間連結会計期間の業績は、営業収益が430,613百万円（前中間連結会計期間比4.1%増）、営業費用が416,640百万円（同2.0%増）、営業利益が13,973百万円（前中間連結会計期間は4,858百万円）、経常利益が15,037百万円（同5,738百万円）となり、法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は7,710百万円（同2,485百万円）となりました。

各セグメントの概要は次のとおりです。

(高速道路事業)

高速道路事業においては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」又は「高速道路機構」といいます。）と平成18年3月31日に締結した「高速自動車国道中央自動車道西宮線等に関する協定（以下「全国路線網協定」といいます。）」、「一般国道31号（広島呉道路）に関する協定（以下「広島呉道路協定」といいます。）」及び「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定（以下「南阪奈道路協定」といいます。）」（その後の変更を含み、以下「協定」と総称します。）並びに道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行いました。

このうち、道路管理事業においては、「お客さまの安全・安心」を最優先課題に掲げ、道路の保全や交通安全対策を実施してきました。また、高速道路の健全性を将来にわたり確保するための取り組みとして、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第13条第1項第2号に規定する特定更新等工事に着手しました。

一方、道路建設事業においては、平成27年9月26日に中国自動車道夢前スマートインターチェンジの供用を開始したほか、新名神高速道路の着実な整備や4車線化事業を推進するなど、高速道路ネットワークの形成・充実を図りました。また、平成26年8月8日付の協定に反映したスマートインターチェンジ（近畿自動車道名古屋神戸線 新名神大津スマートインターチェンジ他5箇所）については、その整備に要する費用に充てる資金の一部を機構より無利子で借り入れができる制度を活用しました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は404,067百万円（前中間連結会計期間比3.5%増）、営業費用は393,457百万円（同1.5%増）となり、営業利益は10,610百万円（前中間連結会計期間は2,535百万円）となりました。

(受託事業)

受託事業においては、高速道路の計画・建設・管理の各段階を通じ、これまで培ってきた技術力・ノウハウを活かして、国及び地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等を実施しました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は4,415百万円（前中間連結会計期間比89.9%増）、営業費用は4,391百万円（同89.2%増）となり、営業利益は23百万円（前中間連結会計期間は4百万円）となりました。

(S A・P A事業)

S A・P A事業においては、テナント各社と協力し、S A・P Aを「くつろぎ、楽しさ、にぎわい」を実感していただける「お客さま満足施設」への変革を目指し、地域性や交通特性を踏まえた店づくり、エリア毎のお客さまニーズにあった品揃え等による店舗展開を実施しています。当社グループが直接運営するエリアについては、日常的なご利用においてご満足いただけるサービスを「おもてなしの心」で提供する「モテナス」へ順次リニューアルしています。

また、地域とともに発展するエリアを目指し、お客さまに地域の魅力や特色を発信するイベントの実施やスペースの整備、新鮮な地元の農作物の販売などを実施し、「地域に開かれたS A・P Aづくり」に取り組みました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は17,719百万円（前中間連結会計期間比4.5%増）、営業費用は14,397百万円（同2.4%増）となり、営業利益は3,322百万円（同15.1%増）となりました。

(その他)

その他においては、福岡市天神地区における駐車場事業、建設等のコンサルティング事業、一般自動車道事業、米国における橋梁点検事業、ウルトラファインバブル事業、広告事業、トラックターミナル事業、海外における高速道路事業等を行っています。

なお、一般自動車道事業を実施している芦有ドライブウェイ㈱において、平成26年8月10日の台風11号の影響により本線の一部に被害を受け、一部区間に於いて通行止めの状況にありましたが、本復旧工事が完了したことから、平成27年7月17日に通行止めを解除し全線開通しました。

当中間連結会計期間のその他全体としては、営業収益は4,745百万円（前中間連結会計期間比11.1%増）、営業費用は4,739百万円（同2.2%減）となり、営業利益は6百万円（前中間連結会計期間は営業損失575百万円）となりました。

なお、当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成25年9月13日 企業会計基準第21号）等を適用し、「中間純利益」を「親会社株主に帰属する中間純利益」、「少数株主損失」を「非支配株主に帰属する中間純損失」としています。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の中間期末残高は、43,725百万円（前中間連結会計期間比37.0%減）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は118,663百万円（前中間連結会計期間比35.9%増）となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益14,817百万円に加え、減価償却費10,310百万円といった資金の獲得があったものの、たな卸資産の増加額93,779百万円及び仕入債務の減少額43,870百万円といった資金の使用によるものです。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の増加によるものであり、かかる資産は、中間連結貸借対照表の「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されます。なお、その建設資金には財務活動の結果得られた資金を充当しています。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は21,410百万円（前中間連結会計期間比26.5%増）となりました。これは主に、E T C装置、料金収受機械等の設備投資21,507百万円などの使用によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は39,968百万円（前中間連結会計期間比36.1%増）となりました。これは主に、長期借入れ及び道路建設関係社債発行による資金の獲得74,845百万円があった一方、長期借入金の返済による資金の使用34,605百万円（うち機構法第15条第1項による債務引受け額34,596百万円）によるものです。

なお、建設投資（仕掛道路資産）に係る有利子負債は、建設投資（仕掛道路資産）を機構に引き渡す際に同時に機構が債務を引受けます。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントごとの業績に連付けて記載しています。

3 【対処すべき課題】

平成27年6月から8月にかけて、当社元社員2名が高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）違反（収賄）の容疑で逮捕及び起訴され、同年12月に有罪判決が確定しました。

このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、お客さまをはじめ関係の皆様に改めて深くお詫び申し上げます。

当社におきましては、今回の事態を重く受け止め、事実関係の調査及び原因の究明と抜本的な再発防止策を検討するため、平成27年7月22日に「社員の契約手続きに係る不正事案再発防止検討委員会」を設置し、同年11月27日に同委員会の報告書が取りまとめられました。

当社いたしましては、この報告書を踏まえたコンプライアンス推進体制の整備、発注者綱紀保持の徹底、契約手続きの改善などの再発防止策の実施を徹底し、一日も早く国民の皆様の信頼を回復できるよう努めて参ります。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。

なお、前連結会計年度の有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク 1 民営化について (5) 見直し」に記載のある民営化関係法の施行の状況について、平成27年7月に国土交通省が、高速道路機構及び各高速道路会社（当社、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱をいいます。）が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめています。この業務点検結果を受け、当社は関係機関と調整のうえ必要な取組みを行っていきます。

5 【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社及び機構は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した協定のうち全国路線網協定について、法人事業税の外形標準課税の拡大を反映し、平成27年7月31日付けで協定の一部を変更しています。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動の重要テーマは、高速道路事業の使命である「100%の安全・安心の追求」、「高品質な道路の構築」、「点検の信頼性向上」及び「環境保全・創造」であり、高速道路ネットワークの機能を今後も永続的に活用していくために、少子高齢化や労働者不足、技能者の高齢化による技術力低下、地球温暖化といった社会環境の変化、特定更新等工事に対応した技術開発に取り組んでおり、当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、830百万円です。

なお、当社、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱の3社は、①3社共通の技術課題への対応、②集約による技術力の確保と向上、③人的資産を含む技術資産の活用を図るため、㈱高速道路総合技術研究所に3社の調査・研究及び技術開発に関する業務を委託しています。

(1) 高速道路事業に係る研究開発費は793百万円です。

(2) 受託事業、S A・P A事業及びその他に係る研究開発費は37百万円です。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在し、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について

① 高速道路事業の非営利性等について

高速道路事業においては、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定による事業許可に基づき、機構から道路資産を借受けた上、道路利用者より料金を徴収、かかる料金収入から機構への賃借料及び管理費用の支払いに充てています。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされています。なお、各連結会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、当面の間は、経営基盤の強化を図ることを優先し、自己資本の充実に努めていきたいと考えています。

また、高速道路事業においては、冬期における交通確保のための雪氷対策や維持修繕関係の工事が下半期に完成することが多いことから、上半期よりも下半期に費用がより多く計上される傾向にあります。他方、夏季の好天や長期休暇が多いこと等に伴い、料金収入は上半期のほうが多い傾向にあります。

② 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところですが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされています。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重疊的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しています。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表又は中間財務諸表に計上されないこととなります。当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱が承継した日本道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び中日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じています（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）第16条）。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結会計期間末における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っていますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1)中間連結財務諸表 注記事項」の「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載していますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要であると考えています。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社グループの中間連結財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しています。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因について ② 機構による債務引受け等について」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託業務営業収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を機構に引き渡した日に行っています。

③ E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

④ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しています。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び長期期待運用収益率等が含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑤ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しています。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多くの前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しています。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業収益は、料金収入の増加等により404,067百万円（前中間連結会計期間比3.5%増）となりました。受託事業の営業収益は、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が進捗したこと等により4,415百万円（同89.9%増）、S A・P A事業の営業収益は17,719百万円（同4.5%増）、その他の営業収益は4,745百万円（同11.1%増）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業収益合計は、430,613百万円（同4.1%増）となりました。

② 営業利益

当中間連結会計期間における高速道路事業の営業費用は、道路資産賃借料が増加したこと等により393,457百万円（前中間連結会計期間比1.5%増）となりました。受託事業の営業費用は、国及び地方公共団体等の委託に基づく工事が進捗したこと等により4,391百万円（同89.2%増）、S A・P A事業の営業費用は14,397百万円（同2.4%増）、その他の営業費用は4,739百万円（同2.2%減）となりました。以上により、当中間連結会計期間における営業費用合計は、416,640百万円（同2.0%増）となりました。

その結果、当中間連結会計期間における営業利益は13,973百万円（前中間連結会計期間は4,858百万円）となりました。その内訳は、高速道路事業の営業利益は10,610百万円（同2,535百万円）、受託事業の営業利益は23百万円（同4百万円）、S A・P A事業の営業利益は3,322百万円（前中間連結会計期間比15.1%増）、その他の営業利益は6百万円（前中間連結会計期間は営業損失575百万円）です。

③ 経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、土地物件貸付料304百万円等の計上により1,248百万円（前中間連結会計期間比31.3%増）となり、営業外費用は、たな御資産処分損65百万円等の計上により184百万円（前中間連結会計期間は70百万円）となりました。

その結果、当中間連結会計期間の経常利益は15,037百万円（同5,738百万円）となりました。

④ 親会社株主に帰属する中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益77百万円等の計上により77百万円（前中間連結会計期間比81.9%減）となり、特別損失は、災害による損失247百万円等の計上により297百万円（同34.1%減）となりました。

その結果、税金等調整前中間純利益は14,817百万円（前中間連結会計期間は5,716百万円）となり、これから法人税等合計7,208百万円（同3,335百万円）及び非支配株主に帰属する中間純損失101百万円（同非支配株主に帰属する中間純損失104百万円）を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は7,710百万円（同2,485百万円）となりました。

なお、当中間連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成25年9月13日 企業会計基準第21号）等を適用し、「中間純利益」を「親会社株主に帰属する中間純利益」、「少数株主損失」を「非支配株主に帰属する中間純損失」としています。

(4) 資本の源泉及び資金の流動性についての分析

① キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況は、前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要

(2) キャッシュ・フローの状況」に記載しています。

② 資金調達

資金調達は、高速道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債の発行及び金融機関等からの長期借入れを通じて実施しました。

③ 資金需要と設備投資

今後の当社グループの主な資金需要は、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金です。資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しています。

第3【設備の状況】

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した主要な設備の新設の計画について、以下のとおり追加又は変更しました。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定		完了後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 淡河パーキングエリア(上り線)他	神戸市北区他	S A・P A 事業	営業用建物	366	353	自己資金	平成26年2月	平成28年1月	—
西日本高速道路エンジニアリング九州㈱	福岡市博多区	高速道路事業	建物	1,817	588	自己資金	平成26年8月	平成28年2月	—

(注) 上記金額には消費税等は含まれていません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当社は、当中間連結会計期間において、高速自動車国道中央自動車道西宮線等の新設、改築及び修繕等を通じ総額116,719百万円の仕掛け道路資産の建設を行いました。

また、当中間連結会計期間において機構に帰属し借受道路資産として当社が借受けこととなった道路資産は、総額27,518百万円であり、その内訳は下記のとおりです。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産価額 (百万円) (注2)
高速自動車国道近畿自動車道天理吹田線	新設 (守口ジャンクション)	平成27年9月	225
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	新設 (和歌山県田辺市中芳養から和歌山県田辺市芳養町まで)	平成27年7月	874
高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線	新設 (南紀田辺インターチェンジ)	平成27年7月	1,808
高速自動車国道中国縦貫自動車道	改築 (夢前スマートインターチェンジ)	平成27年9月	2,605
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	改築 (丹波インターチェンジ)	平成27年7月	2,692
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	修繕	平成27年6月 平成27年9月	18,557
一般国道31号（広島呉道路）	修繕	平成27年6月 平成27年9月	54
一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）	修繕	平成27年6月 平成27年9月	3
高速自動車国道中央自動車道西宮線等	災害復旧	平成27年6月 平成27年9月	695
合計			27,518

(注) 1. 仕掛け道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しています。

2. 道路資産価額には、建設中利息及び建設中一般管理費相当額を含み、消費税等は含まれていません。

主要な道路資産に係る当連結会計年度の年間賃借料（注）は、全国路線網が452,886百万円、一の路線が3,725百万円、合計456,612百万円となっています。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借受けている借受道路資産です。

(注) これらの賃借料は、全国路線網及び一の路線に対するものであり、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。なお、賃借料には消費税等は含まれていません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった当社の道路資産にかかる重要な建設計画について、当中間連結会計期間において下記のとおり追加・変更しました。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手 (注4)	完了 (注5)
高速自動車国道中央自動車道 西宮線	29,957	858 [16,379]	昭和62年3月	平成33年3月
高速自動車国道近畿自動車道 天理吹田線	91,234	10,004 [72,104]	平成12年1月	平成35年3月
高速自動車国道近畿自動車道 名古屋神戸線	1,795,362	360,425 [108,746]	平成5年12月	平成36年3月
高速自動車国道近畿自動車道 松原那智勝浦線(注6)	93,954	6,205 [75,559]	平成10年1月	平成31年3月
高速自動車国道近畿自動車道 敦賀線	65,697	1,499 [33,828]	昭和54年3月	平成33年3月
高速自動車国道中国縦貫自動車道	26,139	1,093 [20,690]	平成18年4月	平成32年3月
高速自動車国道山陽自動車道 吹田山口線	27,188	101 [22,067]	平成18年4月	平成35年3月
高速自動車国道中国横断自動車道 姫路鳥取線	67,557	5,609 [—]	平成18年4月	平成33年3月
高速自動車国道山陰自動車道 鳥取益田線	51,105	3 [50,104]	平成26年9月	平成32年3月
高速自動車国道四国縦貫自動車道	2,785	64 [923]	平成11年1月	平成32年3月
高速自動車国道四国横断自動車道 阿南四十萬線	260,034	53,203 [83,704]	平成6年1月	平成33年3月
高速自動車国道九州縦貫自動車道 鹿児島線	21,140	1,800 [11,467]	平成18年4月	平成31年9月
高速自動車国道九州縦貫自動車道 宮崎線	5,406	160 [4,705]	平成25年7月	平成28年9月
高速自動車国道九州横断自動車道 長崎大分線	39,900	4,257 [1,067]	昭和48年9月	平成33年3月
高速自動車国道東九州自動車道	370,931	45,779 [296,789]	平成10年1月	平成34年3月
高速自動車国道沖縄自動車道	1,374	8 [—]	平成26年9月	平成33年3月
一般国道42号（湯浅御坊道路）	78,631	4,868 [—]	平成25年7月	平成33年12月
一般国道478号（京都縦貫自動車道）	57,394	5,744 [50,967]	平成13年6月	平成28年3月

- (注) 1. 協定に基づく高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しています。
2. 総額は、協定に定める債務引受限度額から消費税等を除いた金額を記載しています。なお、当該金額には、仕掛道路資産に係る建設中利息及び一般管理費相当額が含まれています。
3. 当中間連結会計期間末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を〔 〕で外書きしています。
4. 着手年度は路線のうち最も早い区間の着手年度を記載しています。なお、当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に着手した路線については、日本道路公団が着手した時期を記載しています。
5. 道路資産の機構への帰属に際しては所定の手続きを経る必要があり、当該手続きを終了した道路資産は順次機構に帰属することとなるため、完了時期は機構帰属時期と必ずしも一致しません。なお、完了年度は路線のうち最も遅い区間の完了年度を記載しています。

6. 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線のうち「暫定2車線区間の4車線化事業」については、「平成21年度第1次補正予算の執行見直しについて」（平成21年10月16日閣議決定）により執行が停止していますが、当該区間の建設予定金額の総額に含めて記載をしています。
7. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事（特定更新等工事を除きます。）については、当連結会計年度以降最大で1,987,387百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構からの無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度以降最大で61,187百万円、特定更新等工事については、当連結会計年度以降最大で1,171,053百万円と見込んでいます。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000,000
計	380,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成27年12月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	95,000,000	95,000,000	非上場	完全議決権株式 であり、権利内 容に何ら限定の ない当社におけ る標準となる株 式です。単元株 式数は100株で す。
計	95,000,000	95,000,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日～ 平成27年9月30日	—	95,000,000	—	47,500	—	47,500

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	95,000,000	100.00
計	—	95,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,000,000	950,000	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	95,000,000	—	—
総株主の議決権	—	950,000	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けています。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	83,409	43,792
高速道路事業営業未収入金	72,504	66,307
短期貸付金	35	34
有価証券	60,600	—
仕掛道路資産	449,651	538,549
その他	38,822	48,451
貸倒引当金	△29	△22
流动資産合計	704,993	697,113
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	98,136	99,781
減価償却累計額	△29,592	△31,288
減損損失累計額	△141	△90
建物及び構築物（純額）	68,402	68,402
機械装置及び運搬具	141,047	143,036
減価償却累計額	△85,520	△90,580
機械装置及び運搬具（純額）	55,527	52,455
土地	85,876	85,882
その他	27,499	31,582
減価償却累計額	△13,535	△14,694
その他（純額）	13,964	16,887
有形固定資産合計	223,770	223,627
無形固定資産	8,362	7,984
投資その他の資産		
長期前払費用	2,412	2,360
退職給付に係る資産	1,496	1,461
その他	10,441	10,700
貸倒引当金	△338	△364
投資その他の資産合計	14,012	14,157
固定資産合計	246,145	245,769
繰延資産	574	714
資産合計	※1 951,713	※1 943,597

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	169,314	129,271
1年内返済予定の長期借入金	2	1
未払法人税等	4,286	8,365
受託業務前受金	3,375	4,017
前受金	1,206	1,185
賞与引当金	3,687	4,010
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	42	33
回数券払戻引当金	204	203
その他	51,122	30,178
流動負債合計	233,241	177,266
固定負債		
道路建設関係社債	※1 211,366	※1 266,369
道路建設関係長期借入金	229,596	215,023
長期借入金	88	80
役員退職慰労引当金	320	316
ETCマイレージサービス引当金	9,394	9,945
退職給付に係る負債	80,725	80,434
その他	25,486	24,003
固定負債合計	556,978	596,173
負債合計	790,220	773,439
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金	55,497	55,497
利益剰余金	67,381	75,091
株主資本合計	170,379	178,089
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	29	9
為替換算調整勘定	22	22
退職給付に係る調整累計額	△9,007	△8,182
その他の包括利益累計額合計	△8,955	△8,150
非支配株主持分	69	218
純資産合計	161,493	170,157
負債・純資産合計	951,713	943,597

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業収益	413,492	430,613
営業費用		
道路資産賃借料	262,321	266,693
高速道路等事業管理費及び売上原価	105,702	110,933
販売費及び一般管理費	※1 40,610	※1 39,013
営業費用合計	408,634	416,640
営業利益	4,858	13,973
営業外収益		
受取利息	40	49
受取配当金	6	8
負ののれん償却額	207	207
持分法による投資利益	144	117
土地物件貸付料	290	304
工事負担金等受入額	1	260
その他	260	299
営業外収益合計	950	1,248
営業外費用		
支払利息	15	33
損害賠償金	13	57
たな卸資産処分損	15	65
その他	27	26
営業外費用合計	70	184
経常利益	5,738	15,037
特別利益		
固定資産売却益	※2 56	※2 77
抱合せ株式消滅差益	※3 357	—
その他	16	0
特別利益合計	429	77
特別損失		
固定資産売却損	※4 38	※4 16
固定資産除却損	※5 46	※5 8
災害による損失	219	247
その他	147	25
特別損失合計	452	297
税金等調整前中間純利益	5,716	14,817
法人税、住民税及び事業税	5,250	7,693
法人税等調整額	△1,915	△484
法人税等合計	3,335	7,208
中間純利益	2,380	7,608
非支配株主に帰属する中間純損失（△）	△104	△101
親会社株主に帰属する中間純利益	2,485	7,710

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益	2,380	7,608
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	3	△12
為替換算調整勘定	2	△0
退職給付に係る調整額	6,049	830
持分法適用会社に対する持分相当額	69	△13
その他の包括利益合計	6,125	805
中間包括利益	8,506	8,413
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	8,611	8,515
非支配株主に係る中間包括利益	△104	△101

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	64,360	167,357
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益			2,485	2,485
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	2,485	2,485
当中間期末残高	47,500	55,497	66,846	169,843

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	21	11	△11,056	△11,022	156	156,491
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する 中間純利益						2,485
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	6	2	6,116	6,125	△104	6,020
当中間期変動額合計	6	2	6,116	6,125	△104	8,506
当中間期末残高	28	14	△4,939	△4,897	51	164,997

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	47,500	55,497	67,381	170,379
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する 中間純利益			7,710	7,710
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	7,710	7,710
当中間期末残高	47,500	55,497	75,091	178,089

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当期首残高	29	22	△9,007	△8,955	69	161,493
当中間期変動額						
親会社株主に帰属する 中間純利益						7,710
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	△19	△0	825	805	149	954
当中間期変動額合計	△19	△0	825	805	149	8,664
当中間期末残高	9	22	△8,182	△8,150	218	170,157

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	5,716	14,817
減価償却費	10,893	10,310
負ののれん償却額	△207	△207
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△9	18
賞与引当金の増減額（△は減少）	601	322
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△67	△4
ETCマイレージサービス引当金の増減額（△は減少）	1,568	551
退職給付に係る資産及び負債の増減額	290	605
受取利息及び受取配当金	△47	△58
支払利息	2,545	1,477
抱合せ株式消滅差損益（△は益）	△357	—
固定資産売却損益（△は益）	△17	△61
固定資産除却損	227	117
売上債権の増減額（△は増加）	6,970	8,308
たな卸資産の増減額（△は増加）	△80,942	△93,779
仕入債務の増減額（△は減少）	△27,818	△43,870
その他	△3,377	△11,465
小計	△84,030	△112,917
利息及び配当金の受取額	92	72
利息の支払額	△2,539	△1,741
法人税等の支払額	△1,664	△4,136
法人税等の還付額	847	61
営業活動によるキャッシュ・フロー	△87,294	△118,663
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△55	△40
定期預金の払戻による収入	58	52
有価証券の償還による収入	—	100
固定資産の取得による支出	△17,244	△21,507
固定資産の売却による収入	298	110
投資有価証券の売却及び償還による収入	0	—
関係会社株式の取得による支出	—	△193
その他	24	68
投資活動によるキャッシュ・フロー	△16,918	△21,410
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	20,000	20,023
長期借入金の返済による支出	△6	△34,605
道路建設関係社債発行による収入	49,836	54,822
道路建設関係社債償還による支出	△39,957	—
その他	△503	△272
財務活動によるキャッシュ・フロー	29,369	39,968
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	0
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△74,843	△100,105
現金及び現金同等物の期首残高	143,946	143,830
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の增加額	283	—
現金及び現金同等物の中間期末残高	*1 69,386	*1 43,725

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

(注) 前中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの道路建設関係社債償還による支出

△39,957百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△39,957百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額

△80,942百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額27,925百万円が含まれています。

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローの長期借入金の返済による支出△34,605百万円には、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額△34,596百万円が含まれています。

以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フローのたな卸資産の増減額

△93,779百万円には、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項から第4項までの規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属したたな卸資産の額27,518百万円が含まれています。

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 26社

主要な連結子会社の名称

西日本高速道路サービス・ホールディングス(株)

(2) 主要な非連結子会社の名称等

沖縄道路サービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社名

沖縄道路サービス(株)

(2) 持分法適用の関連会社数 6社

主要な会社名

九州高速道路ターミナル(株)

(3) 持分法を適用していない関連会社（T S K(株)）は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に与える影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しています。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっています。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法によっています。

② たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したもののは建設価額に算入しています。

商品・原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっています。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社は定額法、連結子会社は定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）は定額法）を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	10～45年
機械装置	5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員への賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しています。

③ ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

④ 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しています。

⑥ E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額を費用処理しています。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生した連結会計年度）から費用処理しています。

なお、連結子会社のうち1社は、会計基準変更時差異（256百万円）を15年による均等額で費用処理しています。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

営業収益のうち、直轄高速道路事業営業収益及び受託事業営業収益等、当中間連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行ってています。

② ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

なお、在外子会社の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しています。

(8) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許資金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。

(9) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成25年9月13日 企業会計基準第21号。以下「企業結合会計基準」といいます。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成25年9月13日 企業会計基準第22号。以下「連結会計基準」といいます。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成25年9月13日 企業会計基準第7号。以下「事業分離等会計基準」といいます。）等を当中間連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法へ変更しました。また、当中間連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間連結会計期間の中間連結財務諸表に反映させる方法へ変更しました。加えて、中間純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については、中間連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しています。

これによる損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「工事負担金等受入額」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、営業外収益の「その他」に表示していた261百万円は「工事負担金等受入額」1百万円、「その他」260百万円として組替えています。

前中間連結会計期間において、独立掲記していた特別損失の「減損損失」は、特別損失の総額の100分の10以下となつたため、当中間連結会計期間より「その他」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、特別損失の「減損損失」に表示していた70百万円は、「その他」として組替えています。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書)

前中間連結会計期間において、独立掲記していた営業活動によるキャッシュ・フローの「減損損失」は金額的重要性が乏しくなつたため、当中間連結会計期間においては「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「減損損失」に表示していた70百万円は、「その他」として組替えています。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係社債	211,366百万円 (額面額 211,400百万円)	266,369百万円 (額面額 266,400百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	334,000	294,000

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

(1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帶して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,410,260百万円	661,000百万円
東日本高速道路株式会社	6	6
中日本高速道路株式会社	8	8
計	1,410,276	661,014

(2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帶して債務を負っています。

① 日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帶して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	2,354百万円	一百万円

② 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帶して債務を負っています。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	489,404百万円	474,000百万円

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
当座貸越極度額	100,000百万円	100,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000	100,000

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
給与手当	4,809百万円	4,885百万円
賞与引当金繰入額	791	775
役員退職慰労引当金繰入額	59	55
E T Cマイレージサービス引当金繰入額	9,742	9,945
回数券払戻引当金繰入額	44	—
退職給付費用	1,095	1,077
利用促進費	15,722	15,307

※2 固定資産売却益の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
建物及び構築物	一千万円	46百万円
機械装置及び運搬具	26	8
土地	29	23
その他	0	—
計	56	77

※3 抱合せ株式消滅差益

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

平成26年6月1日に連結子会社である(株)ハーブス（西日本高速道路リテール(株)に商号変更）が非連結子会社である(株)ハートネットを吸収合併したことによるものです。

※4 固定資産売却損の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
建物及び構築物	一千万円	3百万円
機械装置及び運搬具	—	0
土地	38	12
計	38	16

※5 固定資産除却損の内訳は次のとおりです。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
建物及び構築物	14百万円	5百万円
機械装置及び運搬具	0	0
その他	26	2
無形固定資産	5	0
計	46	8

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当中間連結会計期間 増加株式数（株）	当中間連結会計期間 減少株式数（株）	当中間連結会計期間 末株式数（株）
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当中間連結会計期間 増加株式数（株）	当中間連結会計期間 減少株式数（株）	当中間連結会計期間 末株式数（株）
普通株式	95,000,000	—	—	95,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金及び預金勘定	65,468百万円	43,792百万円
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	4,000	—
計	69,468	43,792
預入期間3ヶ月超の定期預金(現金 及び預金勘定)	△81	△66
現金及び現金同等物	69,386	43,725

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりです。

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末（期末）残高相当額

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	21百万円	21百万円	一百万円
その他	53	53	0
合計	74	74	0

（注）取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額
その他	3百万円	3百万円	一百万円
合計	3	3	—

（注）取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

- (2) 未経過リース料中間期末（期末）残高相当額等

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	0百万円	一百万円
1年超	—	—
合計	0	—

（注）未経過リース料中間期末（期末）残高相当額は、未経過リース料中間期末（期末）残高が有形固定資産の中間期末（期末）残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しています。

- (3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
支払リース料	2百万円	0百万円
減価償却費相当額	2	0

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。

- (5) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	456,817百万円	465,617百万円
1年超	19,428,871	19,099,625
合計	19,885,688	19,565,242

- (注) 1. 当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができます。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適切かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができます。
2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入－加算基準額）が加算されます。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額－実績料金収入）が減算されます。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	287百万円	359百万円
1年超	726	952
合計	1,014	1,311

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません（(注) 2. 参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	83,409	83,409	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	72,504 △29	72,474	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	60,797	60,797	—
資産計	216,681	216,681	—
(1) 高速道路事業営業未払金	169,314	169,314	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	2	2	0
(3) 道路建設関係社債	211,366	216,958	5,592
(4) 道路建設関係長期借入金	229,596	230,161	565
(5) 長期借入金	88	121	32
負債計	610,368	616,559	6,190

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	43,792	43,792	—
(2) 高速道路事業営業未収入金 貸倒引当金(*)	66,307 △22	66,285	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	195	195	—
資産計	110,273	110,273	—
(1) 高速道路事業営業未払金	129,271	129,271	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	1	1	0
(3) 道路建設関係社債	266,369	272,530	6,160
(4) 道路建設関係長期借入金	215,023	216,031	1,008
(5) 長期借入金	80	111	30
負債計	610,746	617,946	7,200

(*) 高速道路事業営業未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 高速道路事業営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、譲渡性預金はすべて短期間で決済されるため、帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負債

(1) 高速道路事業営業未払金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(2) 1年内返済予定の長期借入金、(4) 道路建設関係長期借入金、(5) 長期借入金

固定金利による長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて計算する方法によっています。

変動金利による長期借入金は、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(3) 道路建設関係社債

これらの時価は、公社債店頭売買参考統計値に表示されている当社発行の債券ごとの価格をもって算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
非上場株式	4,195	4,482

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

その他有価証券

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	97	22	75
	(2) 債券	100	99	0
	(3) その他	—	—	—
	小計	197	121	75
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	99	100	△0
	(3) その他	60,500	60,500	—
	小計	60,599	60,600	△0
合計		60,797	60,721	75

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	95	22	73
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	95	22	73
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	99	100	△0
	(3) その他	—	—	—
	小計	99	100	△0
合計		195	122	73

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成27年3月31日）

重要なデリバティブ取引はありません。

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

重要なデリバティブ取引はありません。

(企業結合等関係)

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しています。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しています。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっています。

当社グループは「高速道路事業」、「受託事業」、「S A・P A事業」の3つを報告セグメントとして事業を展開しています。「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理等を行っています。「受託事業」は、国、地方公共団体等の委託に基づく道路の新設、改築、維持、修繕等及びその他委託に基づく事業を行っています。「S A・P A事業」は高速道路の休憩所、給油所等の建設、管理等を行っています。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、たな卸資産の評価基準を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

たな卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げ前の価額で評価しています。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路 事業	受託 事業	S A・P A 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	390,210	2,325	16,928	409,465	4,027	413,492	—	413,492
セグメント間の 内部売上高又は振替高	13	—	22	35	244	280	△280	—
計	390,224	2,325	16,950	409,501	4,272	413,773	△280	413,492
セグメント利益又は 損失(△)	2,535	4	2,886	5,425	△575	4,850	8	4,858
セグメント資産	715,914	6,425	112,385	834,726	13,647	848,373	85,490	933,863
その他の項目								
減価償却費	8,395	0	1,042	9,437	205	9,643	1,250	10,893
減損損失	70	—	—	70	—	70	—	70
持分法適用会社への 投資額	2,232	—	876	3,109	524	3,633	—	3,633
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	7,825	—	1,602	9,427	252	9,680	1,132	10,813

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トランクターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去です。

(2) セグメント資産の調整額85,490百万円には、債権の相殺消去△16,801百万円、全社資産102,292百万円が含まれています。

(3) 減価償却費の調整額1,250百万円は、全社資産の減価償却費です。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額1,132百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	高速道路 事業	受託 事業	S A・P A 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	404,054	4,415	17,672	426,142	4,470	430,613	—	430,613
セグメント間の 内部売上高又は振替高	13	—	46	60	274	335	△335	—
計	404,067	4,415	17,719	426,202	4,745	430,948	△335	430,613
セグメント利益又は 損失(△)	10,610	23	3,322	13,956	6	13,962	10	13,973
セグメント資産	737,915	7,469	113,809	859,193	17,442	876,636	66,961	943,597
その他の項目								
減価償却費	7,787	0	1,086	8,873	215	9,088	1,221	10,310
持分法適用会社への 投資額	2,404	—	895	3,300	768	4,068	—	4,068
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	8,707	—	754	9,462	172	9,635	1,003	10,638

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、駐車場事業、トラックターミナル事業及びコンサルティング事業等を含んでいます。

2. 調整額は以下のとおりです。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額は、セグメント間取引消去です。
- (2) セグメント資産の調整額66,961百万円には、債権の相殺消去△18,264百万円、全社資産85,226百万円が含まれています。
- (3) 減価償却費の調整額1,221百万円は、全社資産の減価償却費です。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額1,003百万円は、全社資産の増加額です。

3. セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：百万円)

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	360,909	27,925	24,657	413,492

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：百万円)

	料金収入	道路完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	375,283	27,518	27,811	430,613

2. 地域ごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	27,925	高速道路事業

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	27,518	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しています。

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

重要性が乏しいため記載を省略しています。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：百万円)

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	7	7
当中間期末残高	249	249

なお、平成22年4月1日前に行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	5,485	5,485

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：百万円)

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	7	7
当中間期末残高	234	234

なお、平成22年4月1日前に行われた企業結合等により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	高速道路事業	合計
当中間期償却額	207	207
当中間期末残高	5,070	5,070

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1 株当たり中間純利益金額	26.17円	81.16円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額（百万円）	2,485	7,710
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益 金額（百万円）	2,485	7,710
普通株式の期中平均株式数（千株）	95,000	95,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1 株当たり純資産額	1,699.19円	1,788.83円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額（百万円）	161,493	170,157
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	69	218
（うち非支配株主持分）（百万円）	(69)	(218)
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額 (百万円)	161,423	169,938
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数（千株）	95,000	95,000

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、平成27年3月19日開催の取締役会の決議（社債180,000百万円以内）に基づき、平成27年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第28回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畠的債務引受条項付）
発行総額	25,000百万円
利率	年0.566パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成27年11月5日
償還期日	平成37年11月5日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畠的債務引受

2. 多額な資金の借入

当社は、平成27年3月19日開催の取締役会の決議（借入金276,300百万円以内）に基づき、平成27年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほ銀行他15金融機関
借入金額	30,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成27年10月28日
返済期日	平成32年8月31日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畠的債務引受

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほ銀行他9金融機関
借入金額	20,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成27年12月22日
返済期日	平成33年11月30日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畠的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,462	39,381
高速道路事業営業未収入金	72,504	66,307
リース投資資産（純額）	1,001	996
有価証券	60,500	—
仕掛道路資産	451,581	540,782
原材料及び貯蔵品	1,846	1,825
その他	30,961	※4 35,332
貸倒引当金	△24	△17
流動資産合計	698,833	684,608
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
機械及び装置（純額）	48,521	45,969
その他（純額）	47,842	51,117
有形固定資産合計	96,363	97,086
無形固定資産		
高速道路事業固定資産合計	3,060	2,804
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	67,490	67,507
その他（純額）	22,709	22,357
有形固定資産合計	90,200	89,865
無形固定資産		
関連事業固定資産合計	189	231
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
無形固定資産	20,132	19,800
各事業共用固定資産合計	3,639	3,603
各事業共用固定資産合計	23,771	23,404
その他の固定資産		
有形固定資産		
その他の固定資産合計	519	509
投資その他の資産		
投資その他の資産		
貸倒引当金	11,641	11,941
投資その他の資産合計	△315	△341
投資その他の資産合計	11,325	11,600
固定資産合計	225,429	225,502
繰延資産	574	714
資産合計	※1 924,837	※1 910,825

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	188,363	137,035
1年以内返済予定長期借入金	2	1
リース債務	422	414
未払法人税等	3,220	7,286
賞与引当金	1,445	1,129
ハイウェイカード偽造損失補てん引当金	42	33
回数券払戻引当金	204	203
その他	62,870	48,701
流動負債合計	256,571	194,804
固定負債		
道路建設関係社債	※1 211,366	※1 266,369
道路建設関係長期借入金	229,596	215,023
その他の長期借入金	18	10
リース債務	917	776
退職給付引当金	66,039	66,523
役員退職慰労引当金	46	51
ETCマイレージサービス引当金	9,394	9,945
閑門トンネル事業履行義務債務	※3 2,443	※3 761
資産除去債務	196	198
その他	7,814	8,141
固定負債合計	527,833	567,802
負債合計	784,404	762,607
純資産の部		
株主資本		
資本金	47,500	47,500
資本剰余金		
資本準備金	47,500	47,500
その他資本剰余金	7,997	7,997
資本剰余金合計	55,497	55,497
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	19,441	15,987
繰越利益剰余金	18,001	29,251
利益剰余金合計	37,443	45,238
株主資本合計	140,440	148,236
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△7	△17
評価・換算差額等合計	△7	△17
純資産合計	140,433	148,218
負債・純資産合計	924,837	910,825

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	389,321	403,350
営業費用	386,305	392,257
高速道路事業営業利益	3,015	11,093
関連事業営業損益		
営業収益		
直轄高速道路事業収入	33	339
受託業務収入	2,292	4,076
SA・PA事業収入	5,296	5,276
その他の事業収入	516	528
営業収益合計	8,138	10,221
営業費用		
直轄高速道路事業費	33	339
受託業務費用	2,287	4,055
SA・PA事業費	3,898	3,968
その他の事業費用	1,140	938
営業費用合計	7,360	9,301
関連事業営業利益	778	919
全事業営業利益	3,793	12,012
営業外収益	※1 1,868	※1 2,276
営業外費用	※2 45	※2 124
経常利益	5,616	14,165
特別利益	※3 54	※3 76
特別損失	※4 272	※4 16
税引前中間純利益	5,397	14,225
法人税、住民税及び事業税	4,300	6,590
法人税等調整額	△1,650	△160
法人税等合計	2,650	6,430
中間純利益	2,747	7,795

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
当中間期変動額				
別途積立金の取崩				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497

	株主資本			評価・換算差額等		純資産合計	
	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金	別途積立金					
当期首残高	22,670	14,275	36,945	139,943	—	139,943	
当中間期変動額							
別途積立金の取崩	△3,228	3,228	—	—		—	
中間純利益		2,747	2,747	2,747		2,747	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					—	—	
当中間期変動額合計	△3,228	5,976	2,747	2,747	—	2,747	
当中間期末残高	19,441	20,252	39,693	142,691	—	142,691	

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	47,500	47,500	7,997	55,497
当中間期変動額				
別途積立金の取崩				
中間純利益				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	—	—	—
当中間期末残高	47,500	47,500	7,997	55,497

	株主資本			評価・換算 差額等		純資産合計	
	利益剰余金		株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金 合計					
	別途積立金	繰越利益 剰余金					
当期首残高	19,441	18,001	37,443	140,440	△7	△7 140,433	
当中間期変動額							
別途積立金の取崩	△3,454	3,454	—	—		—	
中間純利益		7,795	7,795	7,795		7,795	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					△10	△10 △10	
当中間期変動額合計	△3,454	11,249	7,795	7,795	△10	△10 7,785	
当中間期末残高	15,987	29,251	45,238	148,236	△17	△17 148,218	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっています。

② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっています。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっています。

仕掛け道路資産の取得原価は、道路資産の建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等その他道路資産の取得に要した費用の額を加えた額としています。

なお、仕掛け道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しています。

② 原材料及び貯蔵品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10～50年

構築物 10～45年

機械及び装置 5～10年

また、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

(3) リース資産

① 所有权移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

② 所有权移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しています。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上しています。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

(6) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、社内規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しています。

(7) E T Cマイレージサービス引当金

E T Cマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

直轄高速道路事業収入及び受託業務収入等、当中間会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しています。

なお、高速道路事業営業収益のうち、道路資産完成高の計上は、高速道路事業等会計規則（平成17年国土交通省令第65号）に基づき、仕掛道路資産を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した日に行っています。

(2) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっています。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(2) 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しています。

(3) 退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異の中間貸借対照表における取扱いが中間連結貸借対照表と異なります。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、当社の総財産を道路建設関係社債及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債の担保に供しています。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
道路建設関係社債	211,366百万円 (額面額 211,400百万円)	266,369百万円 (額面額 266,400百万円)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した社債	334,000	294,000

2 偶発債務

以下の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っています。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券（政府からの借入金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が承継した借入金及び政府が保有している債券を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帶して債務を負っています。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	1,410,260百万円	661,000百万円
東日本高速道路株式会社	6	6
中日本高速道路株式会社	8	8
計	1,410,276	661,014

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務のうち、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額について連帶して債務を負っています。

- ① 日本道路公団から承継した借入金（政府からの借入金を除く）について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社と連帶して債務を負っています。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	2,354百万円	一百万円

- ② 民営化以降、当社が調達した以下の金額について、連帶して債務を負っています。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	489,404百万円	474,000百万円

※3 関門トンネル事業履行義務債務

日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、当中間会計期間末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しています。

※4 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動資産の「その他」に含めて表示しています。

5 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行等4金融機関と当座貸越契約を締結しています。これら契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は次のとおりです。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
当座貸越極度額	100,000百万円	100,000百万円
借入実行残高	—	—
差引額	100,000	100,000

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
受取利息	4百万円	5百万円
有価証券利息	36	46
受取配当金	1,445	1,542
土地物件貸付料	248	246

※2 営業外費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
支払利息	4百万円	9百万円
損害賠償金	13	36
たな卸資産処分損	15	65

※3 特別利益のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
固定資産売却益（建物）	一千万円	46百万円
固定資産売却益（車両運搬具）	25	7
固定資産売却益（工具、器具及び備品）	0	—
固定資産売却益（土地）	29	23

※4 特別損失のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
固定資産売却損（建物）	一千万円	3百万円
固定資産売却損（土地）	—	12
減損損失	70	—
損害賠償金	41	—
関係会社株式評価損	161	—

5 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	8,427百万円	8,034百万円
無形固定資産	1,348	1,099

(有価証券関係)

前事業年度（平成27年3月31日）

子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式4,263百万円、関連会社株式1,574百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

当中間会計期間（平成27年9月30日）

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 子会社株式4,524百万円、関連会社株式1,767百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(企業結合等関係)

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

1. 多額な社債の発行

当社は、平成27年3月19日開催の取締役会の決議（社債180,000百万円以内）に基づき、平成27年10月1日以降、下記の条件にて社債を発行しました。

区分	西日本高速道路株式会社第28回社債（一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畠的債務引受条項付）
発行総額	25,000百万円
利率	年0.566パーセント
償還方法	満期一括
発行価額	各社債の金額100円につき100円
払込期日	平成27年11月5日
償還期日	平成37年11月5日
担保	一般担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畠的債務引受

2. 多額な資金の借入

当社は、平成27年3月19日開催の取締役会の決議（借入金276,300百万円以内）に基づき、平成27年10月1日以降、下記の条件にて借入を実行しました。

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほ銀行他15金融機関
借入金額	30,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成27年10月28日
返済期日	平成32年8月31日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畠的債務引受

区分	金融機関からの借入
借入先の名称	株式会社みずほ銀行他 9 金融機関
借入金額	20,000百万円
返済方法	満期一括
借入実行日	平成27年12月22日
返済期日	平成33年11月30日
担保	無担保
使途	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項第1号及び第2号の事業に要する資金
その他	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構による重畠的債務引受

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第10期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）平成27年6月29日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成27年8月12日近畿財務局長に提出。

事業年度（第10期）（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債（いざれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊的債務引受条項付）（以下「各社債」といいます。）には保証は付されていません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされています。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重疊的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

（注）1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいいます。

2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徵収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

<対象となる社債>

半期報告書提出日現在

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名
西日本高速道路株式会社第18回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	平成25年5月20日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第19回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	平成25年9月5日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第20回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	平成25年11月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第21回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	平成26年2月13日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第22回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	平成26年5月19日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第23回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	平成26年9月3日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第24回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	平成26年11月18日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第25回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	平成27年2月10日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第26回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	平成27年5月21日	25,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第27回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	平成27年9月2日	30,000	非上場・非登録
西日本高速道路株式会社第28回社債 (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重疊の債務引受条項付)	平成27年11月5日	25,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

○独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対する係る資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成27年9月30日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はございません。
- ④ 役員 機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くとされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとしており、平成27年3月31日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の理事長の任期は4年、理事及び現任の監事の任期は2年であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成 平成27年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I	資本金	5,534,088百万円
	政府出資金	4,049,092百万円
	地方公共団体出資金	1,484,996百万円
II	資本剰余金	843,252百万円
	資本剰余金	89百万円
	日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
	損益外除売却差額相当額	△40百万円
	損益外減価償却累計額	△5,668百万円
	損益外減損損失累計額	△2,061百万円
III	利益剰余金	3,922,602百万円
	純資産合計	10,299,943百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」といいます。)、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容（平成27年4月1日現在）

- (a) 目的 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済(返済のための借り入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済(返済のための借り入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
 - (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
 - (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
 - (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
 - (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和56年法律第72号)に規定する業務
 - (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
 - (xii) 上記(xi) の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務
- (c) 事業に係る関係法令
- 機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。
- (i) 機構法
 - (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成17年政令第202号)
 - (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成17年国土交通省令第64号)
 - (iv) 通則法
 - (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法(平成16年法律第102号)
 - (vi) 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめしております。

第3 【指標等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月22日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 俊介 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するため年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月22日

西日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 坂井 俊介 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 守谷 義広 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている西日本高速道路株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、西日本高速道路株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

